

令和3年11月定例会 経済委員会（付託）

令和3年12月7日（火）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

北島委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時36分）

直ちに議事に入ります。

これより農林水産部関係の調査を行います。

農林水産部関係の付託議案はございませんが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けすることにいたします。

【報告事項】

- 令和4年度に向けた農林水産部の施策の基本方針について（資料1）

森口農林水産部長

この際、1点御報告させていただきます。

令和4年度に向けた農林水産部の基本方針についてでございます。

資料1を御覧ください。

資料上段でございますように、コロナ下における価値観や消費行動の変容、自然災害等、激甚化する危機事象、農林水産業従事者の高齢化や減少をはじめとした本県農林水産業を取り巻く課題に対応するため、令和4年度は、昨年度末に策定いたしました徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画に沿った四つの視点で施策を展開してまいりたいと考えております。

まず、左上Ⅰ、ニューノーマル時代のブランド戦略といたしましては、コロナ禍における外食需要の減退を克服し、新たな需要創出につなげるため、首都圏における情報発信のほか、リアルとオンラインのハイブリッドによる販売プロモーションや6次産業化商品の開発と販路開拓支援により販売チャネルの多様化を、また、輸出先国のニーズや規制に対応した輸出産地の育成など、戦略的な海外展開を図ってまいります。

次に、右隣Ⅱ、危機事象への対応と食料生産・供給体制の強靱化といたしましては、防災減災対策の着実な推進と、ため池の適正管理などを通じた流域治水や動物由来感染症の検査体制の維持・強化によりまして、頻発化する自然災害や今年度も予断を許さない鳥インフルエンザ、また豚熱といった家畜伝染病等に対応してまいります。

また、高収益作物へ転換する生産基盤の整備のほか、畜産ブランドの競争力強化や県産木材の流通モデルの構築、漁場環境の変化に対応した産地づくりにより、強靱な生産基盤や生産流通体制の整備を進めてまいります。

次に、左下Ⅲ、担い手の確保とスマート技術の実装といたしましては、農業、林業、漁業それぞれのアカデミーの更なる充実や農福連携の取組、かんきつテラス徳島における体感型フィールドワークの構築など、多様な人材の育成・確保を図るとともに、IoT、AI等活用技術の産地実装を実現する研究開発など、スマート技術の実装に取り組んでまいります。

最後に、Ⅳ、サステイナブルなふるさとの実現といたしましては、高温耐性品種の普及や有機農業などの面的加速による気候変動への対応のほか、捕獲体制の強化による鳥獣による被害の防止、食文化の継承や、本年10月にオープンし、好評を博しております徳島木のおもちゃ美術館を核とした木づかい県民運動の展開による食育・木育と地産地消の推進、また、協働活動を通じた地域活性化による地域で育む農山漁村づくりにより、心の原風景となるふるさとを守り、次世代にしっかりとつなげてまいります。

これらの施策を通じまして、もうかる農林水産業と魅力あふれる農山漁村の実現に取り組んでまいります。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

#### 北島委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

#### 岡本委員

知事の所信表明にもあり、僕も本会議で少し触れましたが、スダチの新品種が勝浦1号という名前なんです。徳島新聞にも大きく取り上げてくれてすごくいい宣伝になったのだけれど、名前の由来とかもうちょっと詳しくPRするようにお答えいただけますか。

#### 多田経営推進課長

ただいま岡本委員から、スダチの新品種、勝浦1号の開発につきましての御質問を頂きました。

スダチにつきましては本県を代表する品目でございます。ハウス物、露地物、貯蔵物と、年間を通じて供給されているところでございます。しかしながら、スダチを長期間に貯蔵したときに皮が黄色くなりまして、品質の低下が課題でございました。この課題を解決するために、皮の緑色が濃く、貯蔵性に優れた新品種として開発したものが勝浦1号でございます。

開発は、平成20年度にスダチを袋に入れて貯蔵試験を行った際に、袋に穴が開いてしまひまして、黄色くなった果実の中に1つだけ緑色の果実を見付けたことから始まりました。この果実の種をまき育成しまして、旧果樹研究所におきまして品種の選抜、そして生産現場における適応性試験によります特性の確認を経て、令和3年7月に農林水産省に品種の登録を出願したものでございます。

品種名につきましては、勝浦町の旧果樹研究所で最初に育成した品種でございますので、勝浦1号と命名しまして開発を進めてございまして、この名称のまま品種登録を出願したものでございます。

#### 岡本委員

勝浦と付けていただいて有り難いです。勝浦町の昔の果樹研究所うんぬんという話を頂

いたのだけれど、かんきつテラス徳島が有名になって、その前身が果樹研究所だったと知らない人が多いと思う。世の中ってこんなに変わるのかなと思うのですが、今あるかんきつテラス徳島の元は、旧果樹研究所というのを結び付けておいてね。今のかんきつテラス徳島の場所でできたんよと言うと、えっという人が結構多いのよ。

委員会か何かで、当時の果樹試験場で開発しているというのは記憶があったのだけれど、まさかここまでいくとは思っていなかったのよ、県の皆さんとかいろんな皆さんが大変な努力をされて勝浦1号ができたということで、本当によかったと思っています。皮の緑色が濃いというか貯蔵性に優れているというところがすごい大事なのよ。だから当然、その特徴で効果は出るよ。そこをもうちょっとお願いします。

#### 多田経営推進課長

ただいま岡本委員から、新品種の特徴と効果につきまして御質問を頂きました。

まず特徴につきましては先ほども申し上げたように、皮の緑色が濃く、退色が遅いため9月中下旬でも品質の良い果実が収穫できる収穫適期の長い晩生<sup>おくて</sup>の品種でございます。果実の大きさや果肉の色、風味につきましては、従来のスダチと同等でございます。

期待される効果につきましては、貯蔵中におきましても皮の緑色が保持されまして、貯蔵性が良く店での棚持ちが良いために、岡本委員の地元が主産地でございます貯蔵ミカンと同様に、収穫後も手間を掛けて管理して、付加価値を高められる貯蔵スダチに適している品種でございます。

この品種が生産現場に普及することで、将来的には貯蔵スダチが品薄となります2月から3月上旬にかけて安定供給が可能となり、年間を通じた供給体制の強化につながるものでございまして、更なる需要の拡大と生産者の所得向上が期待されている品種と自負しているところでございます。

#### 岡本委員

2月か3月だったら、ミカンと同じになるよ。ミカンは貯蔵しておいしくして2月、3月に出すということで、時期的にも非常にいいのかなと思います。

申請したらどうなっていくのかな。時間が掛かるけれど、いつ頃にこうなるというのが大体もう分かるのですか。

#### 多田農林水産総合技術支援センター経営推進課長

ただいま岡本委員から、今後の普及に向けてどのように取り組んでいくのかという御質問を頂きました。

今後の予定につきましては、11月29日に農林水産省から品種の出願が公表されたところございまして、これを踏まえ品種登録に向けた審査を受けるとともに、苗木の生産販売などに関する利用権の許諾をしまして、苗木の生産を始める予定となっております。

その後、令和5年頃に品種が登録される見通しでございまして、令和6年春には苗木の供給が開始しまして、令和9年頃には果実の流通開始が見込まれている状況でございます。

今後とも関係機関と連携を密にしまして、新品種の普及に向けましてしっかりとスダチ

のブランド強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

#### 岡本委員

結構掛かるんだね。今の説明のとおりだと思うのですが、そうしたらやっぱり、スダチとかミカンとかかんきつテラス徳島の中で、更にPRしていただいたら有り難いかなと。関係当局といろいろと連携をとりながらやっていただきたいと思います。

先は長いのかも分かりませんが、しっかり一步一步、着実にお願いしておきます。

#### 岩佐委員

私からもあと何点か質問させていただきたいと思います。

岡本委員から勝浦1号の関係の質問があったのですが、先ほど御説明いただいた基本方針の4番のサステイナブルなふるさとの実現というところで、私も以前からずっと気には掛けているのですが、特にその中の気候変動への対応ということで、品種改良は県を挙げてしっかりと取り組むべきものだと思っております。

大きく四つの項目があるのですが、農林水産業、特に農業、漁業もそうだと思いますけれども、やはり物がとれなければ当然その他の販売戦略もできないし、スマート技術の導入もできないし、そうなれば担い手の確保ができないということで、一番ベースになる部分であろうかと思えます。

ただ、近年の異常な気温の上昇であったり豪雨であったり、自然を相手にするというところで、気候変動の対応はしっかりと先を見据えてやっていくべきだと思っておりますが、まずはこれまでの気候変動に対応する研究開発にどのように取り組んできたのかお伺いいたします。

#### 多田農林水産総合技術支援センター経営推進課長

ただいま岩佐委員から、気候変動に対応する研究開発についての御質問を頂きました。

近年、地球温暖化に起因すると考えられる夏秋期の異常高温や集中豪雨などの気候変動などによりまして、農作物の生育不良や品質の低下あるいは新たな病害虫の発生や発生期間の長期化など、農業生産における影響が懸念されているところでございます。

そこで、持続可能で競争力のある本県農業の実現を図るために、気候変動による影響を回避し、軽減する品種や技術の開発あるいは温暖化を効果的に活用した新たな農産物のブランド創出に取り組んでいるところでございます。

これまで、気候変動の影響を回避、軽減するために、高温による品質低下が少なく多収で食味がいい水稻品種でございますあきさかりの本県に適した安定生産技術の確立や、夏の台風によるレンコンの被害を軽減するために、収穫時期の早い新たな<sup>おせ</sup>早生品種であります阿波白秀の開発など、新品种や生産技術の開発普及に取り組んできたところでございます。

令和3年度におきましては、気候変動に伴うブロッコリーの新たな病害に対する防除技術の開発や、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、温暖化によるスダチの品質や貯蔵性の低下などを軽減する<sup>おくて</sup>晩生品種の開発などに取り組んできたところでございまして、さらにはパイナップル、マンゴーなどの熱帯性果樹の低コスト栽培技術の開発などを

進めてきたところでございます。

今後も気候変動に対応した競争力のある農業の実現に向けまして、新たに品種技術の開発を進めるとともに、普及を加速させてまいりたいと考えているところでございます。

岩佐委員

レンコンであったり、お米のあきさかりも特Aの品質もあたり、だんだんと普及してきているのかなと思います。

加えて、熱帯性の植物、新しい作物の研究もされているということで、ただ、これも先ほどの岡本委員の質問にもあったのですが、実際それがいけるとなっても、市場に出回るまでに数年掛かる。品種改良を考えると、10年から先を見据えて考えていかなければいけないと。気温も更に上昇していくことも考えられますので、まだまだ先を見据えて、戦略的に継続的にやっていかなければいけないと思っています。

新しい熱帯性の植物なんかも、徳島に適する作物をいち早く見付けていただきたいと思っています。

それと、そういった適応策とともに、まだまだ気温上昇も想定されるということで、気温上昇を抑制するための緩和策の強化も必要だと思っています。

そこで、こういった気温上昇の抑制につながるような研究開発についてはどのように取り組んできているのかお伺いいたします。

多田経営推進課長

ただいま委員のほうから、気温の上昇を抑制する研究開発あるいは地球環境に影響を少なくする農業に向けた研究開発についての御質問を頂きました。

日本政府におきましては、2050年に温室効果ガスの排出ゼロを目指すことを宣言しまして、それに向け2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度と比べまして46パーセント削減すると目標を表明したところでございます。

農林水産分野におきましては、全排出量の約4パーセントを占めるのみではございますけれども、国におきましては今年5月、みどりの食料システム戦略を策定いたしまして、2050年までに農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化の実現という目標を掲げたところでございます。

具体的には、施設園芸や農業機械における燃料の消費により発生する二酸化炭素や、稲作や家畜消化管内の発酵により発生するメタンであったり、農地の土壌や家畜排せつ物によりまして発生する一酸化二窒素などが温室効果ガスとなっているために、省エネ機器の導入であったり、水田の中干し期間の延長や堆肥の施用であったり、窒素を含む化学肥料の使用量の低減であったり、メタンの発生が少ない稲や家畜の育種などを目指しているところでございます。

効果的な対策はまだまだこれからということでございまして、またコスト高が予測されることや消費者の意識の改革、変革も重要という状況でございます。

こうした背景はございますけれども、今後も2050年のカーボンニュートラルに向けまして、環境負荷軽減に資する研究開発を国、大学、民間等と連携しながらしっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。

## 岩佐委員

農業分野における二酸化炭素の排出を抑制するというところで、以前にも別件でいろいろ聞いていたところはあるのですが、正直、先ほどの話では農林水産分野では4パーセントと率から言えば少ない。その中から、できるだけその排出を抑制していこうという取組はよく分かるのですが、現状を見ると、例えばその燃料にしても農機にしてもその油系にはかなわないところもあって転換は難しいのかなというところで、今は技術としてはできるだけ効率を良くしていくという方向を向いているのかなと思います。

そういった新しい技術も取り入れていただきたいと思いますし、また先ほどの、牛などのメタンの話、げっぷの話とかいろいろあるんですけれども、今の食文化を大幅に変えなければいけないというようなところもあります。

では、牛とかの肉を食べないのかということ、そうではないということ、できるだけそれを補っていき新しい技術も更に検討いただきたいと思っています。

先ほどの品種も含めてなんですけれども、結果が出るまでに10年からもっと先まで時間が掛かる分野だと思いますので、しっかりと戦略的に進めていただきたい。そのためにもしっかりと予算を確保していただいて、品種であったり技術の改善を進めて、年1回の作付けとかになってしまいますので限界はあろうかと思いますが、できるだけ早く農家にもこのような新しい品種が今後出てくるよという思いも持っていたきたいと思っています。

昨日、たまたまテレビで見ましたけれども、水産業も同じだと思います。漁獲量が減っていることもありまして、農業、漁業の意欲の減退につながらないような取組をしっかりと進めていただいて、ふるさとが持続可能であることが前提でありますので、予算の確保等を含めて、国のみどりの食料システム戦略もそうですけれども、これから予算のいろんな方針が出てきたときに、それに対応して進めていっていただきたいと思っています。これはもうしっかりとお願いしたいと思っています。

次に、県の施策ではない、どちらかと言えば国の話なんですけれども、収入保険制度と野菜の価格安定制度について質問させていただきたいと思っています。

従来、豊作などによって野菜の価格が下落してしまっていて収入が減少してきたときに、それを補填してくれる野菜の価格安定制度がございます。徳島であれば、キュウリであったりダイコン、ニンジン等のある程度産地化されたものが対象になるのかなと思います。今年も野菜の価格が大分下がってきていることもあって、燃油高騰と相反するところがあって、特に燃料をたくようなものに関してはこれからかなり厳しくなるのかなと思うのですが、この価格安定制度に加えて令和元年に収入保険制度が導入されました。これは価格だけじゃなくて、自然災害なんかによって収穫できない場合にもそれを補填してくれると。

今まで農家には、比較的いろんな補助がされているという批判があるのも私もよくよく分かってはいるんですけれども、自己防衛の意味合いもあって収入保険制度にも加入しようということのできたのかなと思います。

ただ、収入保険制度に入るためには、農家さんが青色申告をしなければいけないという条件があります。現状を聞いてみたら、青色申告をしている徳島の農家さんは全国で46番

目の数と聞いていますので、青色申告も普及させていただきたいんです。何が今起こっているかという、令和元年にその収入保険ができたときに、当時その制度上野菜の価格安定制度と同時利用が駄目という条件が出ました。その年に収入保険に加入した農家さんは野菜の価格安定制度をやめて収入保険に切り替えました。その後、コロナもあつたりして収入減になったということもあろうかとは思いますが、今特例で2年間、同時利用が可能と後で方針が変わってしまった手前がございます。

そこで、当時切り替えてしまった農家さんから不満の声、不公平感があるという声を聞いています。国の制度上の話ではあるんですけども、この件に関して県として今の状況をどのように認識しているのかお伺いいたします。

松本農林水産政策課長

ただいま岩佐委員から、収入保険制度の運用につきまして御質問を頂きました。

委員からも御説明いただきましたけれども、まず簡単に制度について御説明させていただきます。

収入保険制度につきましては、農業収入全体をカバーする総合的なセーフティネットといたしまして、市場価格の下落だけでなく自然災害による減収、またけがや病気で収穫作業ができなかった場合など、生産者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する保険制度ということで、平成31年1月からスタートしております。

一方、野菜価格安定制度でございしますが、こちらは古くからある制度で昭和41年から始まっております。キュウリやホウレンソウ、ニンジンなど、指定を受けた野菜の価格が著しく下落した場合に補給金を交付するということで、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和する制度でございます。

これらの制度はいずれも価格下落に対して一定の補填を行うという機能を有しておりますことから、国におきましてはいずれかの制度を選択して加入することを基本としたところでございます。

また、加えて国といたしましては、野菜価格安定制度から収入保険制度へと移行させていこうという方針で進めているところでございます。

このため、キュウリやニンジンなど野菜価格安定制度の対象となる野菜を生産されている方が収入保険に加入するためには、野菜価格安定制度をやめていただく必要がある。

ただ、条件によりましては、一方の制度のみが発動されまして補填が行われるということで、災害や病気のリスクをカバーできる収入保険制度のメリットは理解していただきつつも加入をためらう生産者も多く、移行が進まない状況でございます。

こうした状況で、国におきましては野菜価格安定制度の利用者に収入保険制度のメリットをまず感じてもらって、収入保険制度への円滑な移行につなげていくということで委員からもお話がありましたように、昨年新たに収入保険に加入する方に限って1年間の野菜価格安定制度との同時利用を認めるという特例措置を講じまして、さらに今回、同時利用の特例期間を2年間に延長したところでございます。

しかしながら、この特例措置以前に国の方針に従って野菜価格安定制度をやめて収入保険に加入した生産者さんにつきましては、同時利用の特例措置が認められないということでございまして、生産者の方の間で不公平感が広がっている状況を認識しているところで

ございます。

#### 岩佐委員

私も、どれぐらいの農家さんが令和元年に収入保険に入ったかというのは数値としては持ってはいないんですけども、地元のキュウリ農家さんであったりとか、藍住のニンジン農家さんなどからも野菜価格安定制度から抜けたという話も聞いております。

収入保険に入るということは自己防衛のためにも大変いいと思うんですけども、先ほど言った青色申告をしなければいけないといった条件もあるので、全員が全員というわけではないのかなと思います。

ただ、どうしてもその制度が変わってしまった手前、不公平感も持っていますし、可能であれば同時利用を望んでいる声もあろうかと思っています。

全国知事会のほうでも、7月でしたか、国に対して収入保険制度と野菜価格安定制度との同時利用を複数年継続可能、できれば現場としてはそれを恒久的に続けていただきたいと、要望を挙げていただいているんですけども、県としてもこの同時利用を含めて、また、今の不公平感をなくすためにも、令和元年に切り替えてしまった方の例えば野菜価格安定制度への復帰というんですか、現状片側だけになってしまっているの、その復帰と同時に恒久的にそれを同時利用できるように、知事会同様、県としても国に働き掛けていただきたいと思うんですけども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

#### 松本農林水産政策課長

岩佐委員からお話がありましたように、全国知事会におきましても収入保険制度と野菜価格安定制度の恒常的な同時利用を認めるよう国に対して提言が行われておりますし、県といたしましても生産者さんから強い御要望があるということにつきまして国にお伝えはさせていただいている状況でございます。

今後引き続き、収入保険制度が生産者の皆様にとって不公平感なく適切な運用がなされますよう、現場の声を国のほうに届けてまいりたいと考えております。

#### 岩佐委員

しっかりと要望していただくと同時に、野菜価格安定制度に入れるのはある程度限られた品目であったりします。今回のコロナの状況によって収入が減少している農家さんにとったらセーフティネットというか、収入が減ったときの緊急的な対応ができるように収入保険に入るのも一つの手だと思います。先ほど言いました青色申告の数も率で言っても多分かなり低いほうだと思います。こういった制度と合わせて、農家さんのためになることでありますので、しっかりと普及啓発していただきたいと要望して終わります。

#### 増富委員

1点だけ質問させていただきたいと思います。

鳥獣による被害対策についてでございます。

この件につきましては、岡本委員が代表質問の中で野生鳥獣の捕獲強化について御質問されましたが、もう少しだけ掘り下げて質問させていただきたいと思います。



知事の答弁の中にもあり、それから事前委員会の報告でもあったと思うんですが、鳥獣保護管理事業計画と鳥獣被害防止対策基本方針についてお伺いしたいと思います。

これは来年度から実施に向けた二つの素案であります、どういう位置付けで策定することになっているのか、まずお聞きしたいと思います。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、管理計画と基本方針の位置付けについての御質問を頂きました。

まず、鳥獣保護管理事業計画につきましては、鳥獣保護管理法に基づきまして、環境省が定める基本方針に則して各都道府県が鳥獣の保護管理や狩猟の適正化に関する事業を実施するための基本的事項を定めるものでございます。

計画への主な記載事項でございますが、鳥獣保護区などの指定の方針や鳥獣の捕獲等の許可の基準などでございます。

また、生息数が著しく増加し、生息地が拡大している鳥獣がある場合、鳥獣保護管理事業計画の下位計画といたしまして、第二種特定鳥獣管理計画を策定することができるとされておりまして、徳島県におきましてはニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについての適正管理計画を策定いたしまして、農林業被害や生活被害を軽減し適正な個体数管理を行うための各種施策を展開しているところでございます。

一方、徳島県鳥獣被害防止対策基本方針につきましては、今年6月に改正されました鳥獣被害防止特措法や現在策定を進めております第13次徳島県鳥獣保護管理事業計画を踏まえまして、野生鳥獣による農林水産業等への被害防止対策を総合的に推進するため県独自に策定しております。

今後は、議会での御議論やパブリックコメント等、県民の皆様の御意見を反映いたしまして最終案を取りまとめ、県民の皆様が被害の低減を実感していただけるよう改定を進めてまいりたいと思います。

増富委員

鳥獣保護管理事業計画は環境省が定める指針、それから鳥獣被害防止対策基本方針は県が策定し、市町村へ下ろしていくということだと思います。この管理計画と基本方針の位置付けはよく理解したのですが、現在の管理計画についてお伺いしたいと思います。

現在の計画、それから現状と評価について教えていただきたいと思います。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

現在のニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの各適正管理計画では主な管理目標といたしまして、平成26年度から10年後となる令和5年度までに、シカですと約5万頭から1万頭へ、イノシシは約1万2,000頭から5,000頭へ、サルは約120群れから170群れの数を半減するという数値目標を掲げておりました。

しかしながら、シカ、イノシシの推定個体数につきまして階層ベイズ法という統計処理を行っているわけなんですけれども、これは現在の糞塊<sup>ふん</sup>調査や目撃情報を基に、過去に遡って個体数を推定する手法でございまして、過去の推定個体数がより正確な数値として修正されます。

なお、サルにつきましては実数でカウントするところでございますが、シカ、イノシシについてのこの手法で再解析いたしますと、平成26年度の推定個体数はシカは約5万頭だったものが約6万3,000頭へ、イノシシは1万2,000頭だったものが1万7,000頭へ上方修正となりました。

令和元年度の状況といたしましては、シカは約6万8,500頭、イノシシは約1万4,600頭、サルは約157から158群れと推定されております。

この結果、令和元年度の推定個体数と比較いたしますと、シカにつきましては横ばいから微増傾向、イノシシにつきましては横ばいから減少傾向、サルはほぼ横ばい傾向となります。

評価でございますが、年間の捕獲数の増加や農業被害の減少などを総合的に判断いたしますと、評価はできると考えております。

#### 増富委員

最後に言われたように、シカが横ばいから微増傾向、それからイノシシは横ばい減少傾向、サルはほぼ横ばいということで、おおむね現計画の成果はあったという御答弁だと思います。この現計画をステップにして次期の計画を立てたということですが、主な改正点について教えていただきたいと思います。

#### 田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

次期鳥獣保護管理事業計画では、鳥獣被害防止特措法の改正を受けまして、関係する都道府県や市町村の連携強化の明記でございましたり、豚熱対応について追記しております。

具体的には、都道府県や市町村の連携強化につきましては、捕獲を実施する区域や県境に位置する場合などは積極的に隣県や関係機関との連携を図ること。市町村が行う被害防止対策のみで、被害を十分に防止することが困難である場合、関係市町村との連携を図りつつ広域的な捕獲を強化することとしております。

豚熱に関しましては、野生イノシシへの感染の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底することとしております。

また、従来の数値目標に加えまして、県民の皆様には鳥獣被害の減少を実感していただくことを新たな指標として設定しております。これは、集落に対するアンケート調査を継続的に実施いたしまして、農業被害程度が深刻又は大きいと回答した集落の割合が、令和2年度現在、シカが26パーセント、イノシシが31パーセント、サルが26パーセントでございます。令和9年度までに、この割合を半減となる15パーセント以下にすることを目標としてまいります。

#### 増富委員

県民の皆様方に鳥獣被害の減少を実感していただくことを新たな指標とするということによく分かったんですが、この割合の半減、15パーセント以下にするということなんですが、これはどういうふうに決めたのか、お聞かせいただきたいと思います。

### 田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

15パーセント以下とする理由でございます。

まず国の方針、環境省と農林水産省が令和5年度までに、平成23年度比でニホンジカ及びイノシシの個体数を半減することを目標に掲げております。

そういった中で、本県でも半減目標を基本といたしまして、次期計画ではニホンジカにつきましては、令和元年度現在1平方キロメートル当たり約20頭でございます。推定生息数を令和9年度に1平方キロメートル当たり10頭に半減することを目標値としております。推定個体数で言いますと結果的に6万8,000頭余りを約3万3,000頭にするとなりますが、これを目標値にしております。

また、令和2年度に実施しました集落アンケートの結果でございますが、シカの生息密度が1平方キロメートル当たり10頭を超える地域では、被害を深刻、大きいと捉える集落の割合が26パーセント以上になっているのに対しまして、シカの生息密度が1平方キロメートル当たり10頭以下の地域では5パーセント以下となっていることから、シカの生息密度を1平方キロメートル当たり10頭以下に落とせば、県民の皆様の被害意識が大きく低下することが期待されると思われまます。

そこで、捕獲頭数の目標値に加え、より身近な目標といたしまして、集落の方々に被害の軽減を実感していただくことを目標といたしまして、現状値約30パーセントの半減となる15パーセントとさせていただいたところでございます。

シカだけではなく、イノシシ、サルについてもこの集落アンケートと推定生息密度、推定個体数のデータに基づきまして、生息密度が高い地域や被害の大きな地域での集中的な捕獲を主体にいたしまして、より被害低減につながる効果的な捕獲を実施することで、目標達成を目指してまいりたいと思っております。

### 増富委員

最後に、鳥獣被害防止対策基本方針の改正のポイント等についてお聞かせいただきたいと思っております。

### 田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

一方の鳥獣被害防止対策基本方針でございますが、新たな基本方針では集落ぐるみの防護対策に加えまして、野生鳥獣の捕獲と利用の一層の強化を図りまして、管理計画と同様、県民の皆様に鳥獣被害の減少を実感していただくことを目指しまして、農業被害の程度が深刻又は大きい集落の割合を15パーセント以下とすることを基本目標として設定しているところでございます。

基本計画のポイントといたしましては、県や市町村、関係団体が連携した広域捕獲や生息状況調査に基づく、効果的で効率的な捕獲などによる捕獲対策の一層の強化、5点あるうちの2点目といたしましては、侵入防止柵の整備や集落環境整備などの総合的な防護対策や、地域内外の多様な人材との協働による集落ぐるみの持続可能な防護対策の推進でございます。

3点目でございます。

県や市町村の鳥獣被害対策実施隊への多様な人材の活用や若手狩猟者などの育成など多様な担い手の確保，育成でございます。

4点目でございます。

I o TやI C T等を活用した捕獲機器や植林木を守る食害防止チューブの導入促進など，新技術等を活用しました被害対策の展開でございます。

最後に，5点目でございますが，阿波地美栄の供給拡大やブランド力向上による消費拡大などの捕獲鳥獣の活用と消費拡大の5本柱とし，具体的な活動目標を設定し，取り組んでまいりたいと思います。

#### 増富委員

鳥獣被害は市町村にとりましても年々大きな問題になっておりますし，なかなか結果も見えにくいところがあると思うのですが，手間暇を掛けてやっと作った農作物が鳥獣被害に遭うということは，農業をする意欲の低下にもつながると思います。

計画と方針の策定に当たり，中山間地域の皆様の生活を守り住民に寄り添ったものとするために今後行われますパブリックコメント等につきまして，丁寧に反映していただき，是非，鳥獣被害の軽減が中山間地域の皆様方にとって実感できるように頑張ってくださいと思います。よろしく申し上げます。

#### 仁木委員

畜産の関係と水産の関係で大きく分けて，質問を展開してまいりますけれども，まずは畜産関係の基本方針のところから質問していきたいと思います。

まず，動物由来感染症の検査体制の維持，強化と基本方針に載っておりますけれども，こちらのほうはどういった形で進めていくのか詳しくお聞かせいただければと思います。

#### 福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

人の感染症の半数が動物由来とされておまして，感染症の多くが動物を感染源としていることが明らかになっておまして，動物由来の感染症の重要性が認識されているところでございます。新型コロナウイルス感染症におきましても動物に由来しており，動物の共通の感染症となっております。

現在，家畜保健衛生所は保健製薬環境センターの検査体制を補完するバックアップ機関として，新型コロナウイルスのP C R検査を実施しているところでございます。

また近年，世界中から多くの動物や畜産物が輸入されるようになりまして，渡り鳥，これは鳥インフルエンザに関係するのですが，自然の条件下で海外から侵入する動物の実態とかも明らかになってきておまして，従来，国内になかった新しい動物由来感染症が侵入している可能性が高くなっているという状況であります。このような背景から，感染動物の病原体の監視体制を充実させて，予防対策とか発生対策を強化する必要があるということで，実施することとしております。

#### 仁木委員

家畜防疫センターの強化という格好で理解していいのかなと思うのですが，今，

御答弁にもありましたように、家畜の伝染病の関係の検査は、事象が起こった際とか、妙な死に方をしていた家畜がいたりしたら持ち込んで検査するという形で、定期的に何かを検査しているというような運用の仕方ではないと思っております。そういったことを定期的に運用していくという方針で立てられているのか、こういったイメージなのかよく分からないのですが、今までどおりの中で検査体制を強化していくという話なのか、一体どういうことなのか教えていただければと思います。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま委員のほうから、どういう体制で検査に取り組むのかという質問を頂きました。

従来、家畜伝染病予防法に基づきまして、監視伝染病に関してはスクリーニング検査と立入り等を行いまして、検査を実施しているところです。

動物由来感染症におきましては、現在、県外の大学等に検査を依頼しておりまして、牛の農家さんとか動物病院とかの現場からの要望等に対応がなかなかできていないという実情がございます。県外の検査機関に依頼しましても検査結果が出るまでに数箇月掛かるといことで、すぐにお答えが返せないという状況がございますので、家畜保健衛生所が即時に対応できるような形で取り組み、検査依頼の方の不安の解消にもつなげていきたいと計画しております。

仁木委員

ということは、今検査している部分をスピーディーにしていくということで、外に出していた大学に依頼していたものを本県独自ですするという認識でよろしいのですか。

岸本畜産振興課長

ただいま仁木委員より質問を頂きました検査体制につきましてでございます。

まず、家畜伝染病につきましては、先ほども御答弁させていただきましたように、畜産農家に対しまして巡回指導、立入検査を行いまして、異常があった場合は検査する、また依頼があった場合にも検査するという体制を今後強化していくという形でございます。

一方、動物由来感染症につきましては、いわゆる動物病院からの依頼の一部については、もう既に対応している部分はあるのですけれども、更にその部分を広げまして対応していくと。これまでも動物由来感染症の部分に対応しているところはあるのですけれども、更にその部分を拡充しながら、家畜の伝染病、また動物由来感染症を含めまして、対応を強化していきたいと考えております。

仁木委員

よく分かりました。そうなった際に、今検査されているところはコロナの関係も一緒に検査されていると思うのですけれども、その業務が重なっていくことにおいては、本来の業務も膨らませていくような格好になると思うのですけれども、対応しきれぬのか、そういった運用で大丈夫なのかどうかについて所見をお聞かせいただければと思います。

## 岸本畜産振興課長

ただいま仁木委員から、新型コロナ検査を含みます家畜保健衛生所の検査において、家畜伝染病の対応もできるのかという御質問でございます。

本年度より、徳島版CDCの検査班として、家畜保健衛生所が保健製薬環境センターとともに検査班として位置付けられました。

飽くまで家畜伝染病が発生していない場合等におきます保健製薬環境センターの補完的な検査機関という位置付けでございます。

そういう意味合いから、本年度につきまして検査を開始しまして、5月から10月中旬まで新型コロナの型別検査を家畜防疫衛生センターで実施してきたところでございます。

ただ、現在、国内では鳥インフルエンザが発生しておりまして、本日も広島県、埼玉県で発生が確認されたという情報も入っております。

現状におきましては、家畜保健衛生所の業務は家畜防疫に傾注しておりまして、新型コロナウイルスの検査につきましては一時中止と言いますか、対応していない状況です。その時々に対応させていただいております。

## 仁木委員

今の御答弁にありましたように、家畜防疫センターでしかできない本分の部分をベースに強化していただきたいと思っております。コロナの関係の部分もしなくてはいけないというところもあるかと思うのですけれども、本来の部分をこういった形で強化、充実していただきますようお願いしておきたいと思っております。

次に、畜産ブランドの増産体制の構築とか販路拡大、本会議でも三ツ星ビーフの関係も含めて、欧州への展開ということで販路拡大を目指していただくという御答弁を頂いておりますが、こういった形で展開をもくろんでいるのかということをお聞きいただければと思っております。

## 岸本畜産振興課長

ただいま仁木委員から、とくしま三ツ星ビーフの海外展開、特に欧州への展開につきましてどう取り組んでいくのかということで御質問を頂きました。

とくしま三ツ星ビーフにつきましては、JGAPいわゆる畜産GAPでございますけれども、この認証取得を初めて要件としまして、令和元年にブランド認証制度を確立いたしまして、黒毛和種部門、和牛部門のゴールドスターと交雑種の部門、シルバースターで認定制度を設けておりまして、これまで県内外への販路拡大、需要喚起につきまして取り組んできたところでございます。

委員御質問の海外輸出につきましては、国際的に通用する認証制度を取得した地域ブランドの牛肉を探しておりました海外バイヤーからの引き合いがございまして、本年3月に初めてアメリカへの輸出が実現いたしました。それ以降も継続的に、例えばロースなどの高級部位を輸出しておりまして、現地の高級レストラン、富裕層向けのオンラインショップで販売され、好評を頂いているとお聞きしているところでございます。

さらに、米国輸出に加えまして、先ほど御質問がございましたヨーロッパ圏への輸出につきましては、畜産GAPの主な取組の一つでございます生産管理における動物福祉への

配慮がヨーロッパのほうでは高く評価されておりますので、そちらのほうを視野に海外展開、これからの取組を進めてまいりたいと考えております。

#### 仁木委員

欧州に向けては、JGAPの中でのいわゆるアニマルウェルフェアという部分を打ち出していくということなのでしょうけれども、とくしま三ツ星ビーフというブランドを海外展開する際にそういった表記でいくのか、JGAP取得の和牛でいくのか交雑種でいくのかよく分かりませんが、とくしま三ツ星ビーフの表記は海外の皆様方にとったらどういうイメージになるのか、ちょっと我々も分かりづらくて。

といいますのは、今回のコロナの関係で国からの臨時交付金も利用して農産品、水産物も含めて、市場というか消費者に回るような手立てをしていただいております。

その中で、とくしま三ツ星ビーフにおいても同様に、飲食店の組合の方が使っていたりしておったと見受けております。

とくしま三ツ星ビーフにおいては、ゴールドスターとシルバースターに分かれており、シルバースターがF1いわゆる交雑種でゴールドスターが黒毛和種となっております。シルバースターもゴールドスターも同じように、コロナの関係の補助金等を利用してやっていただいたのでようやく分かったことなんですけれども、一般の方は、とくしま三ツ星ビーフと言いましたら、おいしいお肉なんでしょう、いいお肉なんでしょう、だから黒毛和種なんだろうみたいなイメージの方もいらっしゃるし、そう思って食べたら実はシルバースターだったみたいな、ちょっと思っていたのと違うなという声も聞くわけです。

例えば、スーパーで国産牛と書いているのと和牛と表記しているのと、どちらが交雑種なのか一般の人は分からないです。国産牛と書いていたら黒毛和種と思って買っている人もいると思うのです。徳島の市場においても6か月前から初めて出回ってきたとくしま三ツ星ビーフ、交雑種と黒毛和種の違いが一般の人には分からない、この状況が分かった中で、このまま海外展開に持っていったら日本の和牛の価値を落としてしまうのではないのかなという不安があります。

海外展開する際も、また、とくしま三ツ星ビーフを国内展開していく中においても、交雑種と黒毛和種というのが、ゴールドスター、シルバースターとかいうのでなくて、もうちょっと分かりやすく表記することが消費者にとって優しい地域ブランドの確立の仕方じゃないのかと思うのです。改良していくべきだと思いますが、どう思いますか。

#### 岸本畜産振興課長

ただいま仁木委員より、三ツ星ビーフの和牛部門のゴールドスター、交雑種部門のシルバースター、その違いが分かりにくいのではないかとということで御質問を頂きました。

仁木委員より、先ほど御質問がありましたように、新型コロナウイルスの影響で大きく落ち込みました牛肉であったり、阿波尾鶏であったりの需要喚起、販路拡大に取り組むべく補正予算等をお認めいただきまして、プロポーザル型事業によります、県内外の飲食店さん、また外食事業者さんと連携した取組をこれまで進めており、現在も取組を進めております。

そういう中で、販路が拡大、また需要量、流通量も多くなるにつれて、消費者の方にも数多く知っていただく、またそれを使っていただく飲食店も増える効果がある一方で、取

引などが増加するにつれまして、委員のお話にもありましたように、シルバーとゴールドの違いはどういうものかというお問合せを頂く部分もございます。

そのあたりにつきましては、認知度がまだ少し不足しているというところもございますので、販路拡大、生産拡大に取り組むために設立されております三ツ星ビーフブランド協議会ともしっかり連携し、飲食店さんを対象としましたセミナーなども含めまして、ゴールド、シルバーの違いを説明しながら更に認知度を向上させていきたいと考えております。

#### 仁木委員

分かりやすく言ったら、松阪牛と言ったら皆さん黒毛和種と思うわね。とくしま三ツ星ビーフゴールドスター、シルバースターと言っても、とくしま三ツ星ビーフと思って出ていくわけなのです。消費者には本当に分かりにくいんです。いちいち説明しなくてはいけないようなネーミングは、消費者にとって余りよろしくないと思うのです。何が違うのかというのが分かりやすく、表記で分かるようにしておかないといけないと思うのです。

とくしま三ツ星ビーフでいくのだったら、とくしま三ツ星ビーフ黒毛和種とか、そこまで言ってもらわなかったら、海外展開するとき、和牛と思って買った人がF1でしたとがっかりされるというのはいかがなものかなと。県知事の名前で認証しているのだから、海外の消費者に向けても責任は持ってもらわないといけないと思うのです。

ですから、こういうところは早く協議してもらって、海外展開する前に、する前に改善してください。協議していただきますようお願いしておきたいのですけれども、そこだけは答弁をもらえますか。

#### 岸本畜産振興課長

ただいま仁木委員より、輸出をする前に表記の仕方の協議をということで、その見解につきまして御質問を頂いております。

先ほど委員から御指摘のございました、消費者の皆様方またそれを食べていただく方々が分かりやすい表記というのは当然必要であるとは考えております。

そのあたりにつきましては、三ツ星ビーフのブランド確立協議会と、まずは御意見をお聞きしながら、どのような形にすれば購買者、また消費者の方が分かりやすいものになるか御相談させていただきたいと考えております。

（「輸出前に」と言う者あり）

それにつきましては、まずは早急に対応してまいろうと思います。

#### 仁木委員

今、そういった御答弁を頂きましたので、是非とも御協議をしていただきますように、よろしく願いいたします。

輸出先国のニーズや規制に対応した輸出産地の育成とございます。ニューノーマル時代のブランド戦略の戦略的海外展開の輸出先国ニーズや規制に対応した輸出産地の育成については、畜産においたらどういったことかと言いましたら、いわゆるハラールであるとか、そういったところで対応した輸出産地を作るということは、そういった施設が必要に



なってくるというところであると思います。

私の今回の質問ではしませんでしたけれども、いわゆる食肉センターの問題とか、いろんな部分がございます。どこかで県も把握に努めていただいて、いろんなやり方を検討していただかなきゃいけないときが来ると思いますから、そういったことも含めて、今後研究を重ねていただきたいということも申し添えたいと思います。

続きまして、水産に移ってまいりますけれども、水産関係につきましては岩佐委員のほうからもございましたけれども、昨日の民放さんでもございました。水揚げ量も魚価も低迷して、漁協についても大変厳しくなっているというところがございます。

その点については、いろんな議員さんに言っていただけたと思いますので、改善していただけてますようお願いしたいと思いますが、私からは本会議でも少し述べさせてもらいましたけれども、和歌山と徳島との慣行線の問題。慣例、慣行で線を引いて、ここからここまでが徳島ですよ、ここからここまでが和歌山の漁場ですよと、明治漁業法の改正までがそうであったという和歌山の主張であってといううんぬんかんぬんのことについて、取り上げさせていただきたいと思います。

まずは、この慣行線について、経緯、経過をお聞かせいただきたい。そして、これまでの和歌山、徳島双方のこの件に関する主張が一体どのようなものなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

#### 杉本漁業調整課長

ただいま仁木委員から、和歌山県との漁業上の境界問題につきまして質問を頂きました。

この事案の概要でございますが、徳島と和歌山の両県の漁業上の境界につきましては、行政の間では、いわゆる長年にわたる伝統的な習わしでございます慣行に基づく境界線が存在するとする徳島県の主張と、その存在を認めない和歌山県の主張が対立し、平行線のまま現在に至っているところでございます。

その経緯でございますが、本県は過去から明治時代に制定された旧漁業法によりまして、徳島県内の漁協に免許されておりました専用漁業権というものがございます。この沖合側の境界線ですが、淡路島の諭鶴羽山の最高頂と、淡路島の南にあります沼島の東端を結んだ線の延長、これがちょうど紀伊水道の中央を東西に分けるような形の線でございます。私どもはこれを通称A線と呼んでございますが、このA線を両県の漁業上の境界として行政を進めてまいりました。両県の漁業者はこの境界線の存在を明確に認識していたところでございます。

ところが、平成5年の和歌山県議会におきまして、当時の和歌山県知事が和歌山県の中型まき網漁業に関する答弁の中で、この漁業上の境界は存在しないということを主張したことに端を発しまして、主にタチウオを狙って釣る本県の漁業者と和歌山県のまき網漁業者、このまき網と申しますのは20トンから数十トンの比較的大きな船で船団を組みまして、夜間明かりをつけてイワシ、アジ、サバなどの魚群を光に集めた上で、長さ1,000メートルという大きな網で一網打尽にする、1回の操業で数トンから数十トンの漁獲を揚げるような大規模な漁業でございますが、こちらとの間でこの漁場利用に関する紛争が発生いたしました。

このような状況を解決するために、両県の行政、業界それぞれの間で協議を行った結果、平成10年に両県の関係漁業団体の間で、伊島の南側の海部沖に両県のまき網漁船が相互に操業できる入合海域いりあひを設定する内容の民間協定が締結されまして、両県の行政及び国はこの協定を尊重することといたしました。

しかしながら、その後も和歌山県のまき網漁船によります、この民間協定の違反が繰り返されましたために、県では県漁連及びこの民間協定の本県側の当事者であります阿南市と海部郡の両水産振興会と対応を協議した上、平成25年度以降中断しておりました、徳島と和歌山との行政間協議を、水産庁の出先機関であります神戸の瀬戸内海漁業調整事務所の仲介によりまして、平成29年8月から再開しております。本県の主張が認められるよう、協議を継続しているところでございます。

#### 仁木委員

この問題について、やはり議会としても認識しておくべきだと思っております、今回質問させていただいております。

他の委員の皆様方におきまして、この問題は過去から続いておりますけれども、解決、解消していかなきゃいけない問題ではないのかなと思います。

一つの領土の問題と同じような部分でございまして、ここで私がなぜ取り上げたかと言いますと、この平成25年以降、行政間の協議が続いている。それまでも含めてですけれども、和歌山はこの線がないというような主張、徳島は線があるという主張の中におきまして、昨年夏に和歌山側が自らの主張とちょっと違ったような対応をされた。これは新聞にも載っていなかったこととございましたから、この件をやはり議事録として残しておくべきだと思われました。

ですから、もう1回質問しますけれども、昨年8月にこれらの主張のうちに起こった出来事をお教え願えればと思います。

#### 杉本漁業調整課長

ただいま仁木委員から御指摘のありました事案は、本県の小型底引き網漁船が和歌山県の取締船に指導を受けたという事案と考えております。

取締り事案につきましては、取締り側である和歌山県と漁業者との間で直接やり取りがなされるものでありまして、県は詳細を知る立場にはございませんが、業者に免許しております小型底引き網漁業の許可における操業区域は徳島県海域に限られておりますために、先ほど説明いたしました徳島県が主張しておりますA線を越えた場合には、和歌山県側から許可区域外での操業として取締りを受けたものと考えております。

#### 仁木委員

本県が主張しておりますA線を越えたという認識で、和歌山県側はいわゆるだ捕というか、取り締まったということでないかと私は思うわけでございまして、こういった事実があるということ踏まえた上で、県も主張していただきたいと思っております。

和歌山と徳島とのこのA線の問題においては、こういった境界線はないと言いながらそれをもって取り締まったということは、境界線があるということ認めただけではないかと

いう主張もできるわけであります。ずっと30年も40年も続いている問題をどこかでしまいを付けていかなきゃいけないと思いますから、県においても事実を十分に認識していただきながら、主張は変えず和歌山との協議に臨んでいただきたいと思います。

それともう1点は、委員会は所管がここがございますから、こういった事実が出てきたこととか、それとか和歌山との協議でこうだった、ああだったということは、逐一委員会に報告していただかなかつたら、議会も県民も分からないわけなのです。これはすごく大事なことだと思うのです。

ですから、委員会の皆さんも含めてですけれども、やっぱり報告していただくべきではないかなと、私は委員の一人として思います。委員の一人の意見として申し上げますけれども、今後このA線の問題においては、事例があつたり協議があつたりしたら、逐一委員会に報告していただきたいと思います。お願いできませんか。

杉本漁業調整課長

仁木委員から、この事案に関する案件につきまして委員会への報告をということでございます。

必要に応じまして、対応、協議させていただきたいと考えております。

仁木委員

ありがとうございます。報告はしていただきたいと思います。

この件について、何かございましたら御所見も含めてお聞かせ願えればと思います。

宮本農林水産部次長

ただいま仁木委員より、和歌山と徳島の漁業上の境界問題についての提議をなされたところでございます。

先ほど来、漁業調整課長から答弁させていただきましたように、この漁業上の境界線につきましては長年にわたりまして決着が付いていない問題でございます。

境界線につきましては、両県の話合いによって決めていくという原則論の中、現在、平成29年より行政間協議を継続しているところでございます。

今後とも、行政間協議の場におきまして、我が県の漁業者の代表である徳島県漁業協同組合連合会の意向等も十分に踏まえながら、本県として毅然とした態度で主張を続けてまいりたいと考えております。

北島委員長

午食のため休憩いたします。（11時56分）

北島委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは、質疑をどうぞ。

須見委員

1点だけ、阿波地美栄についてお伺いいたしたいと思います。

現在、県のホームページで阿波地美栄キャンペーンを行うと、12月1日から17日まで参加店の募集を行っていると思いますが、改めましてキャンペーンの事業内容と募集から約1週間がたちますので何店舗ぐらいのお申込みがあったのか、分かれば併せて教えていただきたいと思っています。

#### 田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

委員のほうからジビエのキャンペーンについて御質問いただきました。

当キャンペーンでございますが、「阿波地美栄」販売定着促進事業でやらせていただいているものでございまして、新型コロナウイルス感染症の影響で阿波地美栄を取り扱う飲食店の売上げが減少しております。処理加工施設についても肉の滞留がございまして、それらを解消するために令和2年度から処理加工施設のジビエ肉を飲食店へ供給しております。

令和2年度につきましては、阿波地美栄まつり、阿波地美栄パンまつり、阿波地美栄カフェまつり、阿波地美栄カレーまつりのキャンペーンを打ったところでございまして、これにより、令和元年度の88パーセントまで回復したところでございます。

しかしながら、昨年度は在庫を買い上げて飲食店へ供給したということございまして、一つは処理加工施設と飲食店との取引関係が確立しにくかったこと、それともう一つ飲食店等の求める商品とミスマッチがあったことが継続的な取引に向けての課題として残ったところでございます。

そこで、今年度はそういったところを解消するために、処理加工施設と直接取引をしていただくということで、処理加工施設を紹介しまして、直接発注していただきまして、仕入経費を後から助成するという形をとっております。

これからの継続的な利用を確立するために、しっかりした取引の確立を目指しまして、今年度12月1日から募集しているところでございます。

もう一つの御質問がございました、現状でございます。12月6日昨日現在でございますけれども、参加申込みが13店舗ございました。

#### 須見委員

前回のジビエキャンペーンの一つではありますが、令和2年9月25日から10月25日で、28か所で阿波地美栄まつりとありました。

前回の参加店にいろいろ話を聞いたところ、先ほども答弁にあったように在庫を買い上げて、その在庫を参加店のほうに渡してあげるという形態だったので、うまいよ！ジビエ料理店なんかに登録しているところは日頃からジビエの材料を仕入れる能力があるのですが、初めて参加したところは継続して使用したいけれども、どのようにしたらいいのか分からないと。聞けば分かることなのですけれども、その手間がちょっと面倒くさいなという話も聞いておって、今回、今おっしゃられたように前回のそういう問題点をしっかりと改善していただいたところに関してはすごく有り難いと思っております。

現在で参加店がまだ13店舗、前回は地美栄まつりだけで28店舗と考えたらまだまだであります。

申込みのページを見る限り、予定の店舗数なんかは書かれてあるわけではないのですが、腹積もりはあると思います。その予定の店舗数に達しない場合、二次募集であるとか募集期間延長であるとか、何らかの措置をとられるように考えているのであれば教えていただきたいと思います。

#### 田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

予定に達しなかったときの対策ということで御質問を頂きました。

12月1日から募集が始まりまして、約1週間ということで13店舗ということでございますが、募集は17日までございますので、きっとこれから多数の応募があると思います。

それで、一応上限に達するとは思いますが、もし達しなかった場合、再募集という形を取らせていただくことになろうかと思っております。

ただ、先ほど言いましたように、一応当初の段階で上限まで行くのではないかなということも予想しております。

#### 須見委員

きっと達成されると思いますけれども、足らなかった場合また募集の延長等々の措置を考えていただきたいと思っております。

それで、まだまだ価格も安定していないというところもありまして、こういったキャンペーンを引き続き定期的に行っていただきたいと思っておるわけではあります。今回の令和4年度に向けた農林水産部の施策の基本方針の中にもジビエの利活用の拡大とありますし、適正管理計画の中でも資源としての有効活用という項目もあります。

来年度、ジビエの普及や消費拡大にどのような具体的な目標を持って取り組んでいくのか教えていただきたいと思っております。

#### 田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

今、ジビエの利用率が徳島県は全国から比べてまだ低うございますので、捕った頭数をしっかりと利用するという形で、各処理施設の啓発でございましたり、先ほど言いました取扱店舗にできるだけ継続的に使っていただくというのが非常に大事だと思います。

今回のキャンペーンもその一環としまして継続的に使っていただいて、それで需要拡大、利用拡大に向けまして、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

#### 須見委員

利用率が非常に低いということもあります。

適正管理計画の中にも利用率なんかの数値目標をしっかりと掲げていただいて、利用する店舗の数もそうですけれども、具体的な数値目標をしっかりと示していただいた中で、その目標に向かって取り組んでいってもらおうと、そういったところに数値を入れていただいて取り組んでいる中で達成できなかった場合は、様々な問題点が見えてくると思っておりますので、是非とも数値を入れて具体的に取り組んでいただきたいと思っております。

多くの人に阿波地美栄を食してもらうことで消費の出口が広がって、広がれば安定した流通量も確保でき、安定した流通量が確保できれば当然価格が安定して、安定すれば取り

扱う店舗も増えてくる、そういったサイクルなのかなと思っております。

消費拡大がまずは一番大事なことのかなと、僕自身は考えておりました、そのためにもしっかりと定期的なキャンペーンを来年度も続けていただきたい。この部分に関して来年度予算措置も含めてしっかりと検討していただきたいと要望いたしまして、私からの質問を終わります。

扶川委員

私もジビエから、大体須見委員のおっしゃったことと意見は一緒なのですがけれども、今度のキャンペーンに当たって私の地元の複数のお店にやってみないのと当たって見たところ、野生の動物の肉はある程度癖があって消費者がなじんでいないから商品を作っても売れないのではないかという気持ちがあってなかなか踏み切れないので、さっき須見委員もおっしゃったように、消費者になじんでもらうキャンペーン、祭りみたいな取組、イベントが非常に大事だなと思います。

数制的なことを補足でお尋ねしたいのですがけれども、キャンペーンの回数と利用者の人数が分かったら教えてください。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

キャンペーンの内容について、御質問でございます。

今回のキャンペーンは12月25日から阿波地美栄まつりを皮切りに五つのキャンペーンを御用意しております。

1月4日からカレーまつり、1月22日からカフェまつり、2月5日からパンまつり、最後に2月19日から2月27日まで阿波地美栄の激辛・大盛り・揚げ物まつりとちょっと変わり物も用意しまして、五つのイベントを御用意させてもらっております。

それで、利用ということでございますけれども、今年はまだ全然見当が付かないのですがけれども、去年は1,500食出ましたので、1,500食ぐらいを一応のめどにと思っております。

扶川委員

五つのイベントで1,500食、合計1,500食ということですね。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

すみません。先ほど1,500食と言いましたけれど、1万5,000食でございます。

去年四つのイベントがございまして、1万5,000食が去年の実績でございます。

扶川委員

四つで1万5,000食ですから、4,000食近くの食事が出た、結構な数だと思います。キャンペーンの回数を増やすとか、場所を工夫するとか、参加する県民の数を増やしていくことが消費拡大につながる。その延長線上に、これ結構おいしいじゃないかということで家でも作ってみようとか、外食でも利用してみようとか、あるいは学校給食にも取り入れてもいいのではないかとかいうふうに展開していくのだらうと思うのです。そのキャンペー

ンにしっかりと力を入れていただきたいと思いますので、今年度はもう少し拡大してはどうかと思いますけれど、いかがですか。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

キャンペーンの拡大の御質問を頂きました。

確かにキャンペーンの拡大というのものもあるかも分かりませんが、今、扶川委員もおっしゃったとおり、必ずしもジビエがおいしいよと思われる県民の皆様方がいっぱいいるとはまだ思っておりません。

今、ジビエ肉というのは本当に料理技術も上がりました。血抜きとかの技術も上がっておりまして、非常においしいお肉となっております。そのことをまだちょっと周知できてないところがございますので、今は地道にこうやって周知するというところを実施していきたいと思っております。

扶川委員

店舗数が、今度の阿波地美栄キャンペーンで13店舗となっておりますけれど、従来扱っていた店舗以外に新しく参入した店舗はどのくらいあるのですか。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

今、13店舗のうち新たに何店舗があるかという御質問でございます。

大変申し訳ございません。現在のところ、新たな店舗が何店舗かというのは、まだ統計を取っておりません。13店舗とだけ聞いております。すみません。

扶川委員

またそれも教えてください。

新しいお店が増えていくというのが消費拡大につながっていくわけですから。

それから、実はうちの家の裏の畑に隣の家の方が仕掛けていたわなに、2回目のイノシシが掛かりまして、休みだったので妻がたまたまそれを見に行っていたんですけど、その処理の仕方、殺し方が非常にむごたらしいもので、とがった物で喉のところを突いて突いて、なかなか死なずに苦勞したという現場を見ました。

動物愛護という意味からいうと、やっぱり殺し方もとんころりとやってあげるべきだと思うんです。これはルールはあるんですか。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、止め刺し方についてのルールがあるかという御質問でございます。

ルール自体はございませんけれども、やはり例えば、うまく血抜きをすることによっておいしい肉が取れるということがございます。そういったところも一つの止め刺し方、技術でございますので、研修会等でこれからはしっかりと、猟友会の方とか、皆さんにお伝えしていきたいと思っております。

扶川委員

それから、実際に狩猟免許を取った人にちょっと耳学問したんですけれど、山の中で捕った場合は、川に流したり埋めたりするのは違反らしいですけれど、例えば捕った所の土地に穴を掘って、必要な肉だけ切除して持ち帰るようにして、後はその場に埋めていいというルールだと聞きました。お肉はできるだけ早く冷やさないと劣化するそうですね。

だから、それを一生懸命急いで冷蔵庫まで持って帰って、それから、加工処理場に行くのであればそこから販売に回せるのだろうし、自宅で食べるにしても近所にあげるにしてもそういう処理をしなければいけないわけですね。

そういうものを含めると、ただ殺して埋められているという頭数は少ないのかなと思ったりするのですけれど、実態は分かりますか。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、埋めている実態についてお話を頂きました。

例えば先ほど言いましたように、自家消費の数値というのはこちらの方で把握しておりませんので、正確な実態というのは当方のほうでは持っておりません。

扶川委員

生きているものを殺すわけですから、できるだけ資源として活用させていただくこともハンターの心得として周知して徹底していただいたほうがいいと思うんです。重たくてしんどいかも分かりませんが、肉として持って帰って食べていただく方向で資源化するべきだと思います。

そのあたりも研修とか教育の中で徹底していただきたいと思いますが、いかがですか。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

今、研修の徹底と利用についての質問でございました。

先ほど申しましたとおり、利用率のアップも非常に大切な施策の一つだと思っております。

人間にとって厄介者であるけれども、やっぱり命を頂く、利用させていただくという観点からも、これからはしっかり利用率を上げてまいりたいと思っております。

それで、研修もしっかりさせていただきたいと思っております。

扶川委員

是非そのようなマナーというか、研修をしていただきたいと思います。

また、前から言っていることですが、できるだけ早く学校給食に導入するような、子供さんとかにも試しに食べてもらえるような機会ができれば、未来の消費者ですから、今も消費者ですけれど、効果的だと思いますので、実現できる努力を続けていただきたいとお願いしておきたいと思います。

それから今日、午前中に仁木委員からお話があった件、私も初めて聞いてびっくりしたので、ちょっとだけ補足で聞かせてください。和歌山と徳島の間には海の上の慣行的な境界があるはずなのに、和歌山県知事が存在しないと言い出したためにもめ事が起こって、和歌山の漁船が徳島の側に入ってきてトラブルが起こったと。



去年8月、逆に徳島の漁船が和歌山側に入って境界線はないと言っていたはずの和歌山県が、それをだ捕して指導したということが起こったと。

いかにも変な話ですけど、そもそも国のルールとして、自治体間でそういう境界の問題が起きたときに解決する仕組みはないんですか。審判とか調停とか。そのあたりがどうなっていますか。

杉本漁業調整課長

ただいま扶川委員から、県間の漁業上の境界について御質問いただきました。

まず、漁業上の境界がどのように決められるかということでございますが、漁業上の境界については、水産庁から、従来慣行によって認められた区域がある場合はその区域によるを第一とすべきであるとの見解が示されておりまして、その慣行がない場合には、両県の話合いに委ねられているというところでございます。

扶川委員

話合いが決着しないと、現状のようにずるずると決まらないまま続いてしまうんですね。こんな変な話はないと思うんです。

漁場も農地と同じように、魚がたくさんいるところ、いないところ、捕れるところ、捕れないところがあるわけで、エリアをきっちり決めないと。畑の境界を定めないでお互いの土地に入って農業をするなんてことはできません。これと同じようなことが起こるわけですよ。

だから法律上、制度上不備があるんじゃないですか。不備があるとしたら、国に整備するように意見を上げていく必要があるかと思うんです。これまで、どのようなことを国に対しては言ってきているんですか。

杉本漁業調整課長

この和歌山県との漁業調整問題につきましては、国、水産庁に対しましても、早期の解決を図るよう御指導等お願いしているところでございます。

国におきましても、この問題の解決には境界の確定が非常に重要であるという認識を示されておりまして。

ただ、国においては基本的に、この問題の解決は当事者間、両県間の話合いによってなされるべきという姿勢を貫いておられているところでございます。

扶川委員

境界がないなんておかしいですよ。国境紛争だと軍事力まで使ってやるのに。

徳島と和歌山がそんな争いをする必要はないんですけど、境界は当然あるべきです。

だから、国に対して、例えばそういう場合に国が間に入って審判するとか、仕組みづくりを求めてください。

話合いじゃなくて訴訟によって解決することもできないんですか。教えてください。

杉本漁業調整課長

訴訟による解決というのは、恐らく事例としては今までなかったかと思います。

県による区域といいますのは、まず基本的にはそれぞれが漁業上の各県の管轄海域というものを主張いたします。

これが、隣接する県においては、例えば徳島県においては、和歌山に対する主張線はA線ですというような形で主張する。それ以外の隣接する例えば兵庫県、香川県、高知県に対しても徳島県の対香川、対兵庫、対高知への主張線というのがそれぞれございます。それに対してそれぞれ周りの県からも自分たちの主張の線が示されるというのが通例でございます。

それが一致した場合には、例えば徳島県と高知県の場合はそれぞれの主張が一致しておりますので、一致した線が一本の境界線として定まるわけでございますが、多くの場合、それぞれの主張は輻輳<sup>ふくそう</sup>、重複する場合がございます。

その重複した海域における紛争を防止し、県益を確保するのが県間の漁業調整の本質となるわけでございますが、和歌山においてはある一定時期から、管轄海域の主張線というものを明らかにしないという状況が続いているところでございます。

#### 扶川委員

何度説明を受けても変な話です。何で主張しないんでしょう。

そもそも線がないと言いながら、徳島県側の漁船を捕まえるなんてどう考えてもおかしいですよ。

こんな状態を放置するのは、やっぱり仁木委員のおっしゃるように異常です。

早期に解決を図るために、水産庁はもとより国としてルール化するような働き掛けをするべきだと思います。このまま放置するのはいかがだと思いますが、どうですか。

#### 杉本漁業調整課長

委員がおっしゃるように、現在、水産庁を仲介として行政間協議を継続しているところでございますが、国に対しましてもより強い指導力を発揮していただくよう、引き続き、要請していくこととしたいと考えております。

#### 扶川委員

是非国にイニシアチブを発揮していただいて、行政間、自治体間、県間同士で解決しない問題ですから国の責任だと思いますので、解決を図っていただくように引き続き働き掛けていただきたいと思いますとお願ひしておきたいと思ひます。

それから、資料にもありますけれど、戦略的な海外展開ということについてお尋ねします。

今、徳島県では、どういう品目について、どのくらいの生産者が輸出しているのか、数とか金額まで分かれば教えてほしいのです。トータルで結構です。

#### 七條もうかるブランド推進課長

ただいま、徳島県の輸出の実績等についての御質問を頂いたところでございます。

徳島県の農産品のうち海外に向けて輸出に取り組んでおります品目でございますが、主

なものは例えば牛肉ですとかブロイラーあるいは阿波尾鶏，農産品におきましてはなると金時ですとかカンキツの青果，あるいは搾汁，加工した果実酢などが海外に輸出されておりまして，あと水産物ですとか木材等も含みまして，昨年度実績で申しますと17億3,000万円ほどの実績が挙がっているところでございます。

扶川委員

これは全体の県の生産額からいうと，どのくらいのスケールになるのですか。

七條もうかるブランド推進課長

本県の農林水畜産物合わせまして1,000億円超えかと思っておりますので，そのうちの17億円ということになります。

扶川委員

分かりました。それでこの間，新しい品目で増えてきたものは最近ありますか。

七條もうかるブランド推進課長

新しい品目と申しますか，まだ輸出に取り組んで10年足らずでございまして，当初より徳島県の特産品でありますなると金時ですとか，それから香酸カンキツ，国内でも売出し中の阿波尾鶏などの取組を進めているところでございます。

あと農業者に限らず，食品加工業者の方々の方々の取組によりまして，県産農産物を利用いたしましたお菓子とか新しいアイテムも徐々に増えつつあるところでございます。

扶川委員

輸出先は主にどういう国ですか。

七條もうかるブランド推進課長

主には東南アジア等がどうございまして，なると金時などですと主には香港，台湾，シンガポール，マレーシアなどに輸出しておりますし，それからカンキツにつきましては，EU，フランス，ドイツ辺りに青果のものも行っておりますし，搾汁した酢などが行っております。

あと肉につきましては，ハラール市場をターゲットとしておりまして，近年マレーシアですとか，インドネシアといった市場をターゲットに輸出量が拡大いたしております。

扶川委員

輸出を増やすためには新たな輸出品目を開発することが一つですし，輸出する相手国を増やすことも要ると思うのです。それぞれどんな努力をされているか教えてください。

七條もうかるブランド推進課長

輸出の形態は様々ございまして，取組の当初は，まず県内で生産された商品を海外に出荷するのにどの市場がいいかという相手国探しをしてきたところでございます。

こういったところから、先ほどのなると金時のような東南アジアというターゲットを絞って取組をし、実績を増やしてきたところではあります。

一方で、こういった取組をする中で、市場ごとのニーズの把握ですとか、それから相手国の規制なんかのルールが段々と見えてまいりまして、相手国の求めるものをこちらで生産する、あるいはその規制をパスできる生産工程にするというような、生産段階での取組も最近では行っておりまして、こういった相手国のニーズ、それから輸出相手国の規制を十分リサーチした上で取り組んでいくことが肝要かと考えております。

#### 扶川委員

しつこいようですけど、そのリサーチというか相手国探しというのは具体的にはどんなふうにするのですか。どんな手順でどんなことをするのですか。

#### 七條もうかるブランド推進課長

まず、消費のニーズにつきましては、これまで取り組む中で、先方の輸入に取り組んでおります業者、それから国内で輸出に取り組んでいる業者、あるいはコンサルみたいなのところもありますけれども、様々なコネクションができておりますので、そういった方々の御協力を得ながら、例えば量販店でのテスト販売の中でこれが売れていくとか、あるいは別のこういった商品が売れ筋であるとかというような調査を基につかむものかなと思っております。

あと規制のほうにつきましては、例えば輸入に当たっては、栽培の中で残留農薬の基準が例えばA剤は何ppmであって、現在の国内の慣行の方法では規制を通らないというような場合が見えてまいりますので、それに対応いたしました栽培の指導を行いながら、相手国への輸出がかなうような取組をさせていただいております。

#### 扶川委員

向こうの相手国の規制なんかだと、農薬の関係で、またあとでちょっとだけ教えてほしいことがあるので別に聞きますけれど、新規に輸出したいという業者が出てきたら相談を受けていると思うのですけれど、これから増えていく見通しを知りたいのです。相談の件数とか、どういうもので輸出しようという話になっているのかを教えてください。

#### 七條もうかるブランド推進課長

御質問の輸出に取り組もうとする方へのサポートについてでございますが、県におきましては、新たに輸出に取り組もうとする生産者、それから既に取り組んでいるのだけでも更に拡大を図りたいという事業者の方々の支援のために、平成25年に当課の中に農畜水産物等輸出サポートセンターを設置いたしまして、県内の生産者そして事業者あるいは国内外のバイヤーの方から御相談や御提案を頂けるような窓口を設置しております。

ここでの相談あるいは御提案の件数でございますが、昨年度は300件ほどの御相談を頂いたところでございます。

内訳としましては、生産者側がそのうちの約60パーセント、バイヤー側、商品を扱いたいとされる側のほうが30パーセントぐらいの数となっております。

## 扶川委員

それが具体的な輸出拡大につながるように、サポートをしっかりしていただきたいわけですが、どんなものがバイヤーから求められているのかとか、それから生産者としてはどんなものが輸出できないだろうかと考えているのかとか、もう少し情報があれば教えてほしいのです。

## 七條もうかるブランド推進課長

まず生産者側から一番多い御相談は、現在、国内向けに生産している商品の販路の拡大、一つの新しいチャネルとして海外を考えているのだけれども、こういった相手国が可能だろうかというお問合せが中でも一番多いかと思えます。

それで御納得いただいたというか経営の中で判断いただいた方については、その次の段階で相手国にはどんな規制があるのかとか、国内商社あるいは海外のインポーターを紹介してくださいとかいうような、段々とステップアップしていく御相談がございます。

バイヤー側からは、大ロットで手当てしてくださいというオーダーよりは、非常に甘い、おいしい野菜であったり果物であったりとか、特色のある地域の産物を御紹介いただきたいというお問合せが多々ございます。

## 扶川委員

分かりました。

少しイメージが湧いてきましたけれど、また引き続き勉強したいと思います。

ネオニコチノイドという農薬が発達障がいなんかと比例するという情報が流れています。農薬の使用量が発達障がいの人口当たりの発生数と一致しているという研究があって、発表されています。

そういうおそれがある商品というのは、健康志向の国内外の消費者からは敬遠されると思うので、これについてちゃんと大丈夫かという検証をして、できるだけそういうものを使わないようにしていく取組が大事だろうと思うのですが、これについて県の認識はどうなっていますか。

## 多田経営推進課長

ただいま、ネオニコチノイド系の農薬についての御質問を頂きました。

ネオニコチノイド系の農薬につきましては、カメムシ、ウンカ、アブラムシなどの主要な害虫に対しまして防除効果があることから、稲作、野菜、果樹などで幅広く利用されている状況でございます。

農薬は、良質な農産物を安定的に国民に提供するためには必要なものでございますけれども、特に欧米におきましてミツバチなどで有用動物に対して影響があるということが問題となってございました。

これは欧米では2000年代にミツバチが越冬せずに消失したり、働きバチのほとんどが女王蜂を残したままいなくなるという蜂群崩壊症候群、いわゆるCCDが多く報告されたことから、ヨーロッパにおきましては今規制されている状況でございますけれども、日本で

はこういう状況は見られていない状況でございます。

欧米におきましては、畑作で大型機械によりまして播種が多く行われるために、作業の省力化を目的に、種子を農薬の溶液に浸しまして播種する方法が広く使用されている状況でございます。

一方、日本におきましては、一般的にこのような手法は全くされていないことから、粉じんがミツバチに付着するようなおそれがないことから、ネオニコチノイド系の農薬につきまして現在のところは使用制限の検討は行われていない状況でございます。

国におきましては、国ごとに農産物の栽培される環境や気候も栽培方法も異なることから、農薬の登録の際に定められた作物と使用方法をしっかりと守りながらお使いいただくことで、現段階におきましては特に問題なく使われるような状況でございます。

扶川委員

問題ないという認識なのでしょう。ヨーロッパなんかに出されているサツマイモがあるという話でしたけれど、こういうものも使われていないのですか。それはヨーロッパのほうでは点検されていないのですか。

多田経営推進課長

すみません、今聞こえなかったのもう一度お願いできますか。

扶川委員

先ほど輸出品目の中で、ヨーロッパにサツマイモ、なんと金時がドイツなんかに行っているという話でしたけれども、ネオニコチノイドなんかは徳島産の金時には使われていないのですか。あるいは使われていても、それは問題にされていないのですか。

多田経営推進課長

ただいま、農薬の基準について御質問いただきました。

ヨーロッパにおける農薬の基準がございまして、その範囲の中に収まっていた場合には輸出ができるような状況になってございます。

扶川委員

ではネオニコチノイドについても、輸出されているものは基準内ということなのですね。

多田経営推進課長

今手元に細かな数字を持っていませんけれども、範囲に収まっていた場合には輸出ができるようになってございます。

扶川委員

日本の農薬使用については、特にヨーロッパになんかと比べて基準が緩くて日本人向けには結構農薬がしっかり使われているのに、海外に輸出する分は少ないと、そんなことが

行われているみたいにも聞いたことがあるのですが、これは事実なのですか。輸出向けの農産物の農薬の使用量は日本向けよりも、先ほどおっしゃった規制のクリアの上で少ないのですか。そのあたりを教えてください。

北島委員長

小休します。（13時47分）

北島委員長

再開します。（13時47分）

七條もうかるブランド推進課長

各国における農薬の基準が、この国が厳しくてこの国が緩いということが一概に言えないのですけれども、先ほど御説明いたしましたヨーロッパにカンキツを輸出するときの事例におきまして説明させていただきます。例えば同じカンキツではあるのですけれども、日本の温暖な気候ではかいよう病ですとか、害虫の発生というのは日本の南西産地で多く発生いたします。

一方で、ヨーロッパなどの比較的冷温な気候で湿度も低いところでは、病虫害の発生はないんです。こういった違いがございまして、国内におきましては、こういった病虫害が発生するので、それに適応するような農薬の散布を認められております。

一方で、ヨーロッパではそういった病虫害の発生が余り認められないので、一つのそういった病虫害を対象とした農薬について使用する必要がない状況で、使わないのが慣習であるという違いがございまして、そういった気候ですとか、病虫害の発生状況に応じた農薬使用基準は各国の間に存在いたします。

扶川委員

またゆっくり勉強してみたいとは思いますが、例えば見た目なんてどうでもいい、中身がしっかりおいしければ栄養価があれば、ヨーロッパみたいに農薬を使わなくてもいいのであれば、学校給食みたいなどころには形が崩れようと虫が付いていようと見た目が悪かろうと安全なものを使うべきです。

だから、そういう意味で、これから未来を担う子供たちには疑わしい農薬は使わないと、ネオニコチノイドで自閉症の発生の可能性が増える疑いだけでも出ているとすれば、少なくとも学校給食にはそういうものを使うべきではないと私は思います。

教育委員会で議論すべきことなのだろうけれども、そういう観点でできるだけ農薬は減らしていく、それから有機の方向で県の方針にもなっているわけですから、取り組んでいただきたいと思いますが、全体としてどのような御意見か教えてください。

多田経営推進課長

ただいま、環境に優しい農業の推進ということで御質問いただきました。

環境に優しい農業というのは御承知のとおり、農業の生産過程における環境負荷をできるだけ軽減していった農業でございまして、本県におきましても農業が持っている環境と

の調和機能を生かしながら、生産性の向上を図りつつ化学農薬の使用の軽減や肥料成分の周辺水系への流出を防ぐなど、持続可能な農業生産を推進しているところでございます。

この中で、特に本県におきましては、とくしま安<sup>2</sup>GAP農産物であったりとか、有機農産物でありましたり、特別栽培であったり、あとエコファーマーと言いまして2割削減している取組を進めているところございまして、農薬を使用されている方もいますけれども、こういったように軽減している方々も増えていっている状況でございます。

#### 扶川委員

現在の取組は分かりましたから、これからの方向性として、減農薬、有機の方向にかじを切っていくという大きな道筋を県としてしっかり描いているかということなのです。

国もそうですけれど、有機のほうにかじを切っていくと計画の中にあるじゃないですか。徳島県の数値目標が低すぎるということを前の委員会でも議論しました。

改めて、そういう方向性を目指して、安全な食事を子供たちにも提供できるし、輸出にも役立つし、そんな形で取組を進めていただきたいので、締めには部長さんかどなたか、方向性について御答弁いただけませんか。

#### 宮本農林水産総合技術支援センター所長

農業の使命といたしまして、食を安定的に供給するというのがあるかと思いますが、その安定的に供給するための技術は様々ございます。

その中で最も大事にしたいものが安全性であると理解しております。これを確保しつつ、量を安定的に供給することに努めてまいりたいと思いますので、その方向性で進めたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

#### 古川副委員長

私からまず、事前委員会で説明がありました鳥獣被害防止対策基本方針についてお聞きしたいと思います。先ほどから議論がありますように、鳥獣被害の防止については、きちっと個体数を管理して、そして殺した鳥獣はできるだけ利活用していくという方向が私はいいと思っております。ジビエの利活用の拡大については供給側と需要側、双方の対策が必要だと思っております。

供給側の対策につきましては、基本方針の中では、加工施設の整備はかなり進んで本当によかったと思っております。平成27年度には5地区6施設だったのが、空白地域も含めて今年度末には11か所13施設になる見込みということです。処理頭数も平成28年度の3.5倍の1,121頭に増加すると、令和8年度には2,000頭を目標にするということで、ただ、捕獲数に対する利用割合は、平成28年度は1.6パーセントだったのが令和2年度には4.9パーセントに向上するけれど、全国的には低いという話でした。

令和8年度に2,000頭、今年度1,121頭から増加するという、この頭数はどういうふう、どういう考え方から出るのですか。

#### 田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

この数字については、新規の施設はまだ入っておりません。最大限の処理頭数は施設に



よって変わってきますので、今まで処理した最大頭数をそれぞれ聞きまして、それを参考に目標値として設定しております。

古川副委員長

分かりました。

これまでの実績から推定してということなのですが、新規の施設の分は1,121頭の中には入っていないのですか。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

まだ稼働しておりませんので、入ってはおりません。

古川副委員長

今年度末に13施設まで増えるのですが、令和8年度に2,000頭ということは、一つずつの施設の規模は今ある施設よりそんなに大きくないという理解でよろしいですか。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

新規の箇所の処理頭数がまだちょっと見えてきておりませんので、2,000頭というのは今ある施設の最大限を基盤にしています。

ただ、全部が最大限処理できるわけではないということも加味させていただいて、新規は増えますけれども、現状で最大限の数字を把握させていただいております。

古川副委員長

分かりました。

2,000頭というのは現状の施設の目標、単純に言ったらそんな理解でいいのですね。

そうしたら、1,121頭を2,000頭に上げていくためには技術者の習熟度を上げるとかそういう話なのですか。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

習熟度を上げるというのも一つの手かも知れませんが、今の利用率がかなり低いものですから、例えば流通といいますか、捕ってから持って行くような施策といいますか、狩猟者にきちんと通知するとか、自家消費はちょっと把握していないのですが、処理施設に持って行って、それから販売店のほうに持って行けるようなしっかりしたルートを確立できればと思っています。

古川副委員長

ルートをしっかり周知して、そのルートに乗せていくということですね。自家消費したり、まだ4.9パーセントしか使われていないので、そういうルートに乗せなければいけないのがあふれるほどあるわけで、それを一気には無理なのでということですね。分かりました。

このあたりをしっかりと供給側の取組を進めていただいて、あともう1点はジビエハン

ターの育成ということで204名を330人に持っていく、これもしっかり進めてほしいです。事前委員会の時に狩猟免許の取得者は若い人は平成27年度の1.8倍になったけれど、免許を取っているのと登録はまた違うという話がありました。免許取得者を登録までにつなげる取組をされていると聞いているのですが、免許を取って登録されていない方にどのくらい声を掛けて、どれくらいの実績、登録が増えているとか、実績が上がっているか分かりますか。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

例えば令和2年度の実績で言いますと、狩猟免許を取られた交付者が3,143名でございまして、実際に狩猟されている登録者が令和2年で2,280名、この差がペーパーハンターと俗に言われる、実際に狩猟をされていない方でございます。

3割ぐらいいらっしゃるペーパーハンターの方をいかにして実際に狩猟に向かわせるかという対策でございますが、例えばフィールドで実践！狩猟者養成実習事業といういろいろな実習の事業を打ってございます。ベテランハンターとの交流の場も設けまして、ペーパーの方に現場に来てもらういろいろな施策を打っているところでございます。

古川副委員長

それで、新たに登録できた実績の数というのは分からないですか。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

すみません、今のところちょっと手元にございませぬ。すみません。

古川副委員長

はい、分かりました。また後で教えてください。

こうやって供給側は処理の加工施設とか処理の体制、それからまたハンターもしっかりやっていただいて、需要側はうまいよ！ジビエの料理店認定店舗を増やしていくというのが一つと、それを増やした上で、来年度も予算をしっかりと確保していただいて、キャンペーンもしっかりしていただきたいなと思います。

1点聞きたいのは認定店舗46店舗を令和8年度、5年後ぐらいには72店舗というのは、ちょっと少なくはないですか。県内に限っているとか、どうなのでしょう。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

少ないとの御指摘でございますけれども、ジビエは、初めはちょっとハードルが高うございます。そういった中で、まずは継続してやっていただけたところをしっかりとらえてということでこの数字でございまして、できる限りここを基に発展させて、そこから数を倍増とか、そうやって頑張っていきたいなと思っています。

古川副委員長

質もやりながら数も、阿波地美栄と命名している以上は県外も当然ターゲットにしているわけです。関西圏とか東京、首都圏、店は徳島に比べられないほどあると思います。積

極的にアプローチして、とにかく阿波地美栄を掲げてもらうのが大事かなと思うので、そのあたりもこだわって進めてほしいと思います。

しっかりとキャンペーンの予算を確保していくということで、阿波地美栄の需要拡大を図っていかないといけないと思います。既にやられていると思うけれど、首都圏で実際に食べてもらえるというのは強みかなと思いますので、ターンテーブルでの阿波地美栄の取組とか実績とか、どんな声が聞こえているとか、そのあたりあったら教えてもらえたらと思います。

#### 七條もうかるブランド推進課長

御質問のターンテーブルの県内の農産品の発信事業については、現在、積極的に実施しているところでございます。

ジビエも含みまして、県内の魅力ある農産品をいろんな料理に調理いたしまして、首都圏の方に提供しております。

ジビエにつきましても、コロナ下で停滞しているところがございますが、ジビエフェアの期間などを設けまして首都圏の方に御賞味いただいているところでございます。

今後の取組としましては、ターンテーブルのみならず、ターンテーブルを核としまして首都圏ゆかりの飲食店のネットワークがだんだんと構築されてきており、現在、阿波尾鶏ですとか、お魚とか、いろんな徳島県産品をお取り扱いいただけるようになっておりますので、こういったネットワークを活用しまして、ジビエについても積極的にアピールしていきたいと考えております。

#### 古川副委員長

分かりました。

ターンテーブルの強みというのは県の直営店みたいなものですから、いろんなきめ細かい評価とか取組ができると思うのです。きめ細かくやって、声をしっかり聞いて、阿波地美栄の拡大につなげていくと、戦略的というか細かくいろいろ考えてやっていただけたらと思っております。

あともう1点は、これも事前委員会の時に説明があったコロナの農林水産業への影響という中で、今コロナで外食産業の需要減少によって、全国的に2020年度の在庫を抱えて米の買取価格が低下しています。

米価の価格もなかなか難しい問題で、基本的には国がやっていることなのですけれども、これをしっかりと上げていかなければいけないというか、気候変動の時代ですので、食糧自給はすごく大事なことだと思います。何かあったときに自給ができていないと大変です。ただ米の消費はコロナがなくてもずっと落ちてきていますよね。昔と比べてかなり落ちてきているので、米の消費を拡大するのはかなり難しい話かなとも思っています。いざとなったらいつでも米が作れる体制をどう維持していくかがすごく大事なことだと思います。

飼料用米とかを作っているということを知っていて、これも良い取組だとは思いますが、そういう工夫をしていかなければ、食糧がなかなか日本に入らないう状況になったときに困ると思いますので、国への提言というか、国のほうへしっかりと知恵を

出してもらうように、徳島県からもいろいろと出していかなければいけないと思います。このあたりの取組というか考え方とかがあれば教えてほしいです。

#### 林次世代農業室長

古川副委員長より、米の消費拡大という観点での御質問を頂いたところでございます。

まず、これまで県におきましては、副委員長お話しのとおり、米需要が年々10万トンほど減少している中、さらにコロナによる需要の減少、そういった影響がありまして、近年の民間在庫等につきましては最も高い水準となっているところでございます。

そうした中で県におきましては、まずは水稻農家の経営安定を図る観点から、先ほどもお話がありました飼料用米を推進するとともに、経営安定に向けて収入保険など収入が減少した場合のセーフティネットの加入を推進してきたところでございます。

一方、県産米の更なる消費拡大を図る観点におきまして、9月補正等を活用しながら関係機関と連携いたしまして、関西圏を中心としました量販店とか飲食チェーンへの開拓でありますとか、店舗と連携したキャンペーンを進めているところでございます。

そして、国に対し提言というお話があったと思いますが、非常に米余りの中で今、産地のほうからは令和3年産の米価低下を受けまして、備蓄米の買入れ数量を増やすとか、市場隔離による需給対策をしてほしいとか、そういった声があるところでございますが、県におきましては政府による米の備蓄は米の供給が不足する事態に備えるものと定められておりまして、需給調整の手段としては位置付けすることはできないと示されました。

こうした状況ではあるところではございますが、全国知事会のほうにおきましても9月におきまして大規模な市場隔離によります価格安定などにつながる米の需給対策を講じるよう政策提言されまして、県におきましては、この度全国段階におきまして15万トンをコロナの影響による需要減に相当する量ということで、民間業者が取り組む保管経費の支援など、実質的な市場隔離効果を持つ新たな需給対策を国として示されたところでございますので、県としてはまずはこの対策、そしてその効果、成果等をしっかり注視してまいりたいと考えているところでございます。

#### 古川副委員長

米の生産については今までもいろいろ議論されて、なかなか難しい問題で、解決はなかなかできないと思いますけれども、先ほども言ったように地球温暖化とかで更に食糧の自給の必要性が高まっていると思うので、何とか工夫して、少なくともまずはこの備蓄米をもうちょっと増やすように、今は何箇月かぐらいの備蓄になっていると思うのですけれども、せめて1年とか、2年とか、備蓄の量を増やしていくように、それによって今度古い米を放出したときに価格の崩れとかが出ることもあるのだろうとは思いますが、そのあたりもいろいろやりようはあると思うので、しっかりと考えて、提案していったほしいと思います。

いろんな意見はありますが、例えば飼料米を作って、今はバイオマスとかの技術も発達しているので、そういうエネルギーの利用のための作物を作るとか、そういうことも一つの方策かなと思います。

そういうこともいろいろ考えて、また提案していったほしいと思います。国に任せてい

たらしいということでもないかなと思うので、またよろしく願いいたします。

あと今回、来年度の施策の基本方針が出ました。

ターンテーブルについては先ほど、ジビエの関係また県産野菜の関係もしっかりやっていくということです。農林水産部のことだけではなくて徳島全体の認知度アップにつなげていかなければいけない施設ですののでしっかりと認識した上で、あとひとひねりすれば他県との差別化はできると、何かひとひねりすることが大事だと思うのです。

話題になってメディア等に取り上げてもらうとか、そのあたりが一番手っ取り早いというか、もうひとひねりしたら多分何か話題性を作れるかなと思うので、知恵を出してほしいと思っています。

あと、担い手の確保についてはアカデミーとか農福連携とか、しっかりと頑張ってくれているなと思うので、アカデミーについては参加者の声をしっかりと聞いて、きめ細かい対応をしてほしいと思うのですけれど、このあたりについて何かあれば。

#### 多田経営推進課長

ただいま副委員長のほうから、アカデミーにおけるリカレント教育、移住者に対する研修の充実について御質問を頂きました。

リカレント教育につきましては、平成12年度に始まりましたアグリテクノスクールが平成25年度にアグリビジネススクールになりまして、その後、令和2年度にはアグリビジネスアカデミーに改編し、進化させたことによりまして、昨年の実績では、コロナ下でございましたけれども262名の方に学んでいただいたところでございます。

加えまして、令和元年度からはかんきつエキスパートを養成する徳島かんきつアカデミーの開講や、令和2年度からはアグリサイエンスゾーンに出展いただいている株式会社誠和さんとの連携の下で施設園芸アカデミーの開講、さらには今年度、施設園芸アカデミーの中におきまして、品目全般を学ぶ入門コースの中に更にキュウリの栽培について学ぶ特別コースを作りまして、本年も20名の方々に学んでいただいているところでございます。現在はアカデミー全体で5コース12講座を開講し、研修メニューを充実させているところでございます。

来年度に向けましても、先ほど副委員長からの御指摘もあったように、研修生の皆様方の声を聞きながら、リカレント教育のとりでとしまして、研修内容の充実を図っていこうと考えてございまして、特に例えば研修を受けられなかった方々向けに動画によって配信しているサービスがございますので、ビデオ講座配信数を更に増やすとかしながら、メニューの充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

#### 古川副委員長

分かりました。よろしく願いします。

あと、危機事変の関係で流域治水のことを挙げてくれています。ため池だけではなく、水田とか農地自体がグリーンインフラということで、今、流域治水が注目されています。

氾濫流とかが出た場合にそこが受け止める場所になる、9月定例会でも質問をしたのですが、県土整備部は、これは農林水産部の関係もあるみたいな言い方をするので、農林水産部も河川課としっかりと協議してグリーンインフラという考え方を定着していかないと、

なかなか堤防だけでは洪水を抑えきれない時代になってきています。このあたりしっかり取り組んでほしいなと思っていますけれど、何かあれば。

太田生産基盤課長

ただいま古川副委員長から、農林水産部としての流域治水について御質問を頂きました。

ただいまお話がありましたように、気候変動による水害リスクの増大に備えるためには河川の流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体の水害を軽減させる取組が重要となっております。

このため、国におきましては一級河川であります吉野川水系と那賀川水系について、国、県、市町村等で設置しました協議会での議論を通じまして、令和3年3月に流域治水プロジェクトが策定されたところでございます。

二級河川につきましても県、市町村等からなる協議会で議論を進め、17の二級河川を対象とした七つの流域治水プロジェクトが令和3年8月に策定をされたところでございます。

副委員長のおっしゃるとおり、農業や農村の持つ多面的機能は流域治水に貢献するものでございまして、それぞれのプロジェクトに農地の保全や農業生産基盤などを位置付けてございます。グリーンインフラは社会資本整備や土地利用等のハード、ソフトの両面で自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土都市、地域づくりを進める取組とされておりまして、国交省におきましては流域治水と連携して推進を図る方策と聞いてございます。

農地や農村はグリーンインフラとしまして農作物の生産や良好な景観形成、多くの生物の育成の場であるとともに、流域治水にも貢献する雨水の貯留機能などの多面的な機能も有しておりまして、これらの機能が発揮されるためにも農地の適正な維持は重要と考えております。

特に、農業生産基盤の整備は持続可能な農業に貢献する施策でございまして、ひいては優良農地の確保や耕作放棄地の防止によりまして、農地が持つ雨水貯留機能の発揮や農村の排水機能の改善にも資するものと捉えてございます。

今後とも、農業生産基盤の整備によりまして、農業生産面での効果とともに、農村地域の防災・減災対策を着実に進めるとともに、農業者や市町村などの関係者に対して流域治水への理解が深まるよう、取組の意義や参考事例等の周知も行いながら取組を進めてまいりたいと考えております。

古川副委員長

分かりました。よろしくお願ひいたします。

4番目のサステイナブルな部分については気候変動への対応ということで、これも9月定例会にソーラーシェアリングをしっかりと進めてほしいということを質問しました。

農地の管理とか、農作物の生産の上でいい面、またリスクがある面、両方あると思うので、まずは全国から注目を受けるような優良事例を一つ作ることを目指して取り組んでいただけたらなと希望しています。

これから来年度予算の具体化が進んでいくと思いますけれども、検討状況を教えていただけたらと思います。

松本農林水産政策課長

ただいま古川副委員長からソーラーシェアリングについて御質問を頂きました。

副委員長にお話しいただきましたとおり、ソーラーシェアリング、営農型太陽光発電の取組につきましてはメリットもある一方で懸念、課題があるところでございます。

そうした中、温室効果ガス削減にも貢献できるという取組でございまして、国においてもその促進が図られているところでございます。

副委員長のほうから一ついい事例を作ったというお話を頂きました。本県におきましてもこれまでの取組の中で、太陽光発電設備の下で営農につきまして自ら実証実験を行いながら、そこで得られた技術やノウハウを生かして水稻栽培に取り組むという、いい事例も出てきているところでございます。

また先般、国が取りまとめております営農型太陽光発電の取組事例を改めて市町村農業委員会へ案内させていただきまして、制度の効果的な活用について周知を図らせていただいたところでございます。

今後も引き続き制度の適正な運用にしっかりと努めながら、地域農業の発展に資する、また温室効果ガス削減につながる優良な取組につきまして、県内にどんどん広げていけるよう市町村や関係団体と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

古川副委員長

分かりました。またしっかり頼みたいと思います。

温暖化対策も本当に時間がないのですね。この10年でしっかりやらないと厳しい状況になると言われています。

この10年でやれることは太陽光パネルですが、日本の国土は狭いので、ヨーロッパに比べて面積当たりの設置率はかなり高いです。

ですから残っているポテンシャルは農地が一番持っているというところで、農業へのリスクもありますけれど、それよりも地球へのリスクを回避していかなければいけないという部分は高いかなというのは私の思いなので、これは是非とも成功事例を作っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

あとこの農山村づくりですね、地域で農山村づくり、事前委員会の時に林地の境界をしっかりとやっていくという話が出ていました。

この林地境界はいろんな取組をしていく上での、林業にとってもそうですし、温暖化のための木の育成にとってもそうなのですけれど、林地境界というのが様々なネックになってきているのが実態だと思いますので、これもまた、できるだけしっかりと進めていってほしいなと思っています。よろしくお願いします。

北島委員長

ほかに、ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、農林水産部関係の調査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって経済委員会を閉会いたします。（14時23分）